

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 規 則

○産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

（新産業振興課）

一

### 告 示

○平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の

技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部改正

（情報政策課）

三

○生活保護法による施術者の指定

（社会福祉課）

三

○保安林の指定施業要件の変更の予定

（森林整備課）

三

○保安林の指定施業要件の変更

（同）

三

○都市計画の変更

（都市計画課）

四

### 正 誤

○宮城県公報第五〇号（令和元年十一月一日付け）中

四

## 規 則

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四号

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則（平成十一年宮城県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表材料加工関連機器の項中

ページ

表電子・情報関連機器の項中

機械的特性評価試験機	一時間につき	五、二〇〇円
顕微鏡（実体）	一時間につき	五〇〇円
高温焼成実験炉	一時間につき	一、一〇〇円
機械的特性評価試験機	一時間につき	五、二〇〇円
高温焼成実験炉	一時間につき	一、一〇〇円
高速NCフライス盤	一時間につき	二、〇〇〇円
微量水分計	一時間につき	五〇〇円
大型ホットプレス	一時間につき	二、三〇〇円
高速NCフライス盤	一時間につき	二、〇〇〇円
大型ホットプレス	一時間につき	二、三〇〇円
静電気放電イミューニティ試験装置	一時間につき	三〇〇円
デジタルエレクトロメータ	一時間につき	五五〇円
デジタルオシロスコープ	一時間につき	五五〇円
静電気放電イミューニティ試験装置	一時間につき	三〇〇円
デジタルオシロスコープ	一時間につき	五五〇円

を

に、

を

に改め、同

を

に、

グラフィック処理システム	一時間につき	五〇〇円	グラフィック処理システム	一時間につき	五〇〇円	真空注型機 光造形システム(Ⅲ) ipro	一時間につき 一時間につき	四、〇〇〇円 五五〇円	真空注型機 3Dスキャナー 光造形システム(Ⅲ) ipro	一時間につき 一時間につき 一時間につき	五五〇円 七五〇円 四、〇〇〇円	リアルタイムスペクトラムアナライザ(RSA) 外観検査用AIシステム ハイパースペクトルカメラ	一時間につき 一時間につき 一時間につき	一、六〇〇円 一、二〇〇円 二、四〇〇円	リアルタイムスペクトラムアナライザ(RSA)	一時間につき	一、六〇〇円	伝導EMC試験システム	一時間につき	二、〇〇〇円	伝導EMC試験システム	一時間につき	一、五〇〇円
--------------	--------	------	--------------	--------	------	--------------------------	------------------	----------------	-------------------------------------	----------------------------	------------------------	---	----------------------------	----------------------------	------------------------	--------	--------	-------------	--------	--------	-------------	--------	--------

紫外可視近赤外分光光度計 高温対応微弱発光検出装置(HTCLLA) シャルピー衝撃試験機(シャルピー)	一時間につき 一時間につき 一時間につき	九〇〇円 一、〇〇〇円 九〇〇円	紫外可視近赤外分光光度計	一時間につき	九〇〇円	モバイル分光測色計 大型オートクレーブ サーマルタンク500 クリーンベンチ(VSF1301) 酒造用タンク360	一時間につき 一時間につき 一時間につき 一時間につき 一時間につき	三五〇円 二五〇円 二〇〇円 二〇〇円 二〇〇円	モバイル分光測色計	一時間につき	三五〇円	一時間につき	二〇〇円	に改め、同表食品・バイオテクノロジー関連機器の項中	一時間につき	三〇〇円	エンジニアリングプラスチック造形システム	一時間につき	一、六〇〇円
---	----------------------------	------------------------	--------------	--------	------	---	--	--------------------------------------	-----------	--------	------	--------	------	---------------------------	--------	------	----------------------	--------	--------

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

# 告 示

○宮城県告示第九十二号

平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部を次のように改正し、令和二年二月十二日から施行する。

令和二年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 6中「第四十一項」の下に、「第五十八条第六項並びに第七十二条の四十八の二第十二項」を加え、同9中「第九十三条」を「第四百四条の六第一項」に改める。

○宮城県告示第九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和二年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
横田 崇宏	鶴ヶ谷治療院	石巻市渡波字黄金浜百九十三一五	令和元年十二月十八日
清水 裕一	ここみ訪問マッサージ 南	岩沼市桑原三一一四十三 コーポ桑原 二百二	令和二年一月一日

○宮城県告示第九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 2-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
魚つき

- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安

林の指定施業要件を変更する。  
令和二年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

巨理郡巨理町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

巨理郡巨理町（次の図に示す部分に限る。）、巨理郡山元町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

巨理郡巨理町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙南広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和二年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

仙南広域都市計画区域の全域

正 誤

○宮城県公報第五〇号（令和元年十一月一日付け）中

ページ 段 行

二 上 後ろか

二 上 後ろか

上 後ろか

ら一〇

七

七

正

誤

六

七